

2019年7月12日

国際協力機構 審査部・企画部御中

CC: 国際協力機構 環境社会配慮助言委員会御中

環境社会配慮ガイドライン レビュー調査 最終報告書案への質問・コメント

国際環境 NGO FoE Japan
メコン・ウォッチ

本年7月1日の国際協力機構（JICA）環境社会配慮助言委員会第103回全体会で配布され、貴機構のウェブサイトでも公表されている「環境社会配慮ガイドライン レビュー調査 最終報告書案」について、パブリック・コメントに先んじて、まず、以下の質問およびコメントを提出します。ご査収いただけますよう宜しくお願い申し上げます。

【最終報告書案①】

P.2-2～2-3

1. 「1.4 環境社会配慮の基本方針」の「重要事項 4」に規定されている「ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。」という点について、少なくとも、案件 No. 4 では、「(区域 A) 影響住民グループが JICA に複数回レターを提出。2014 年 4 月 7 日にも、4 月 23～25 日の面談を要請。しかし、回答をせぬまま、JICA は 4 月 23 日に区域 A への出資を決定した。」という状況が報告されており、また、案件 No. 13 では、「影響住民グループが事業の問題を指摘し、事業反対の意と JICA の融資拒否を示すレターを JICA に 3 度提出したにもかかわらず、JICA からの回答はなし。4 回目のレターを提出後、初めて、JICA 現地事務所が住民グループと面談。その後、さらに一度、住民グループからレターが提出されたが、JICA からの回答はなし。」という状況が報告されていることに関し、貴機構のガイドラインの運用状況として、追記をお願いしたい。

P.2-6

2. 「『2.5 社会環境と人権への配慮』に関し、全 100 案件で、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済をうける権利が制限されている地域への該当は確認されなかった。」との記載があるが、案件によっては、表現の自由など基本的人権が脅かされている／侵害されている事例も見られるのではないかと。たとえば、案件 No. 4（ミャンマー）では、移転した住民の中に、政府当局から「移転・補償合意文書に署名しなければ、家が壊される」と脅された家族もいたこと、また、「土地の補償を求めらるなら、裁判所へ行くように。」との説明が政府当局からなされたことが住民から報告されている（異議申立書にも記載されている）。また、案件 No. 13（インドネシア）では、当該事業に反対している農民らが「国旗侮辱罪」等の冤罪で収監されるなど、相手国政府による弾圧とも言える深刻な人権侵害が報告されている。ガイドラインの論点抽出の目的のためには、こうした指摘もきちんと併記すべきである。

また、近年、大型開発事業に伴う土地収奪や生計手段の喪失に係る問題に取り組む環境・人権擁護者への脅迫や弾圧が強まっていることが世界的にも懸念されている（参照：
<https://www.ohchr.org/EN/Issues/Business/Pages/HRDefendersCivicSpace.aspx> ;
<https://www.amnesty.org/en/documents/act30/6011/2017/en/> ;

<https://www.globalwitness.org/en/campaigns/environmental-activists/at-what-cost/>)。こうした国際的な動向についても追記をお願いしたい (P. 3-33 3-4-1 「ラギー原則」にも関連)。

P.2-11

3. 「(4) E/S での実施機関の環境社会配慮の実施状況」で、案件 No. 13 において「ES 借款中に用地取得が行われ」たことに関し、幾つかの確認点が記載されている。これらの確認は貴機構の担当課が通常の業務として行なったものか。それとも、同レビュー調査を行なったコンサルタントの確認によるものか。

また、同案件の用地取得および生計手段の喪失に関しては、現地住民グループや国内外の NGO から問題 (国内法に反して地権者以外の小作農等の協議への参加が確保されていない、小作農への作物補償の基準額に一貫性がなく公平性・透明性を欠く、用地取得された変電所用地の土地造成作業が環境影響評価書に沿っておらず違法に実施されている等) を指摘する複数の書簡が貴機構に対して提出されているところ、ガイドラインの論点抽出の目的のためには、それらの書簡で指摘されている事項もきちんと併記すべきである。

P.2-14

4. 「RAP/ARAP が作成されていない 5 件」とあるが、この 5 件は「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクト」であったか。また、RAP/LARAP が作成されなかった 5 件の案件名を教えてください。また、作成されていない理由は何であったか。

P.2-14

5. 「現地調査を実施した 8 案件中生計回復が対象となる 5 案件について、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかについて調査」した結果が記載されているが、全体として、生計回復できている／できていないと十分に判断するのに必要な情報や根拠に欠けるのではないか。十分な判断材料がないのであれば、確認が難しいこと、また、その理由を記載していただき、モニタリング時の課題として別途議論につなげるべきではないか。

また、案件によって記載内容に差異があり、全体の状況が掴みにくい。可能であれば、少なくとも、以下の点について、記載の追記をお願いしたい。

- ・ 案件 No. 5 については、補足資料にある「モニタリング段階における被影響住民数」「337 世帯」の移転世帯のうち、今回訪問した移転地には何世帯が移転し、そのうち何人にインタビューを行なった結果として記載されているのか。また、インタビューを行なった住民はスラム居住者等の社会的弱者であったか否か。
- ・ 案件 No. 13 については、現地調査で誰 (現地政府機関、あるいは、生計手段に影響を受ける／受けた農民) にインタビューを行なった結果として記載されているのか。
なお、一般に、生計回復プログラムへの「参加」や「提供」という情報だけでは、生計回復できているかの判断材料としては不十分である。また、すでに作業が進められた変電所用地の土地造成により、既存の灌漑水路が影響を受け、農業用水の水源に影響を受けている農民もいる他、「農業の継続が認められている」とされる農地でも、灌漑用水の配給が一時停止されるなどの実害が農民から NGO に対して報告されている。(P. 2-40 の記述内容も同様)
- ・ 案件 No. 24 については、補足資料にある「モニタリング段階における被影響住民数」「362 世帯」の移転世帯のうち、何人にインタビューを行なった結果として記載されているのか。また、地元政府が「副業の支援を提供」したことの効果について、当該住民はどのように回答しているのか。
- ・ 案件 No. 42 については、現地調査で誰 (現地政府機関、あるいは、生計手段に影響を受ける／受けた住民) にインタビューを行なった結果として記載されているのか。

P.2-30

6. 「表 2-17 外部からの実施機関への指摘の概要」の案件 No. 13 について、外部から指摘を受け始めた時期に誤りが見られる（参照：<http://www.foejapan.org/aid/jbic02/indramayu/activity.html>）。また、その指摘内容の記述が一面的なものに留まっている。したがって、以下のように当該箇所の記載の修正をお願いしたい。

「2016 年 4 月以降、現地住民グループや国内外の NGO より環境社会配慮に係る指摘・要請を受領している。累次に渡り、現地で事業に反対する住民が国旗を逆さまに掲げていたとして逮捕されたことが不当である等の人権侵害、環境許認可の違法性、社会的合意の欠如、非自発的な生計手段の喪失と補償プロセスの不備等について、指摘がなされている。」

P.2-31

7. 「表 2-18 JICA へ異議申し立てが申請された案件の概要」のベトナム・ハノイ市都市鉄道建設事業案件について、状況の欄に「検討結果に対する異議申立人からの意見書 2014 年 12 月 9 日」の記載漏れが、また同様に、案件 No. 4 について、状況の欄に「当事者からの意見書 2014 年 12 月 3 日」の記載漏れが見られるので、追記をお願いしたい。

【最終報告書案②】

P.1

8. 「1.4 環境社会配慮の基本方針」の「重要事項 4」に規定されている「ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。」という点について、上述の質問・コメント 1. で記したような状況が運用で改善されえないのであれば、どのようにして、この規定内容を確保できるのかについて、論点に含めていただきたい。

P.7～8

9. 「2.5 社会環境と人権への配慮」の項目において、上述の質問・コメント 2. で記したような事項の追記をお願いしたい。また、論点（案）として挙げられている「人権にかかる配慮項目とその範囲」等のなかでは、個別の事例や国際的な動向を踏まえ、貴機構として、ガイドラインの下、どのような人権配慮をしなくてはいいかの議論も含んでいただきたい。

P.10

10. 「2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保」の項目において、「別途、『異議申立手続き』の見直し作業を通じて対応」との記載があるが、この「異議申立手続きの見直し」は、どのようなスケジュールで行なわれる予定か。

P.12～13

11. 「【追加調査アイテム】」において、「NGO 等からエンジニアリングサービス借款期間中における環境社会面の影響の発生が指摘されている。」とあることから、論点に「エンジニアリングサービス（ES）借款供与期間中に環境社会面の影響が発生した場合の対応（モニタリング、および、貸付停止を含む）の要否」を含めていただきたい。

また、エンジニアリングサービス借款事業では、案件 No. 13 のように、JICA の本体借款に係る環境レビューの開始時期が現行のガイドライン上の情報公開規定ではわからない。したがって、論点に「エンジニアリングサービス（ES）借款案件の本体事業に係る JICA の環境レビュー開始時期の情報公開の要否」

を含めていただきたい。

P. 28

12. 「6. 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認」については、上述の質問・コメント 5. をご参照いただきたい。

P. 27～29

13. 世銀 ESS 5 「用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転」を踏まえ、『生計手段の喪失』に『土地や資源へのアクセスの損失』が含まれることを明記することの要否」を論点に含めていただきたい。

P. 27～29

14. NGO が案件 No. 4 および案件 No. 13 で課題として指摘した「再取得価格の妥当性を評価するための算出根拠（市場価格調査等の結果）の公開」および「補償水準（具体的な単価数値）の明示・公開による不透明な補償交渉・汚職・不正の未然防止」、また、世銀 ESS 5 の para 13 の内容（「補償基準は公開され、一貫性を持って各損失資産に適用されなければならない。補償の算出基準は文書化され、PAPs に対して透明性のある手続きを経て支払いがなされること」）を踏まえ、論点に「世銀 ESS 5 para 13 の内容の明記の要否」を含めていただきたい。

また、これに関連して、「PAPs に対する透明性のある手続き」を確保する手段として、「資産調査結果について、その写しを個々の当該世帯に手交」すること、「移転・補償対象者が署名した合意文書について、その写しを当該世帯へ早急に手交」すること、「補償対象者の補償受領にあたり、領収書を当該世帯に手交」することの要否を論点に含めていただきたい。

さらに、「PAPs に対する透明性のある手続き」を確保する手順として、「移転計画の策定と実施プロセス（移転計画ドラフト／最終版の公開時期と合意取付／補償支払・移転措置の実施の適切な手順）」について論点に含めていただきたい。

P. 27～29

15. NGO が案件 No. 4 および案件 No. 13 で課題として指摘した「現在の生計手段から代替の生計手段への移行を伴う場合、その移行期間を含めた生活水準に対する十分な配慮」、また、世銀 ESS 5 の para 29 の内容（「生計手段の変更や中断等を余儀なくされる場合、移行期間への支援が求められる」）を踏まえ、論点に「世銀 ESS 5 para 29 の内容の明記の要否」を含めていただきたい。

以上

連絡先:

国際環境 NGO FoE Japan
〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9
Tel: 03-6909-5983, Fax: 03-6909-5986

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ
〒110-0016 東京都台東区台東 1-12-11 青木ビル 3F
Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039